甲運小学校 いじめ防止基本方針

平成２６年４月

はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者になりうるという事実を踏まえ、治療的なかかわりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童の人間性を育み、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成できるよう積極的に取り組んでいかなければなりません。

そこで、本校では、平成２５年９月２８日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、甲府市立甲運小学校いじめ防止基本方針を策定します。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア）冷やかしやからかい
イ）悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
ウ）仲間はずれ、集団による無視をされる
エ）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
オ）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
カ）金品をたかられる
キ）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
ク）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
ケ）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2．いじめ対策の組織

1）組織

いじめ防止対策委員会

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

＜活　動＞

① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

② いじめ防止に関すること。

③ いじめ事案に対する対応に関すること。

④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開　催＞

月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

3．未然防止の取組

1）いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

2）いじめを未然に防止するための方策

①児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童生徒にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学年、学校を児童生徒の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童生徒が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じるときに結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③分かる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童生徒

が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童生徒のストレッサーになっていないかをよく吟味し、どの児童生徒も参加し、活躍できる授業改善に努める。そのために、実践的で効果的な校内研究のあり方を追求する。

④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童生徒の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童生徒にも「活躍できる場」を提供する。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童生徒の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名を原則とする）を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組みことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修

を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、児童生徒の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行うたてわり活動や児童会行事、代表委員会等を通して、児童生徒が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

4. 早期発見の取組

1）いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

2）いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童生徒と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童生徒理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童生徒や児童生徒の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的に実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童生徒がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、相談室や会議室などでいじめ相談を受けることができることを児童生徒に周知し、安心･安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

④日頃から保護者との連携を密にし、家庭や地域での児童・生徒の生活の様子を把握するように努める。

担任を中心に連絡帳や電話での保護者との情報交換等を意識的に行い、児童・生徒の生活の様子や家庭での様子、変化等について常に把握し、また、保護者からの相談には積極的、迅速に対応するように心がける。

5．いじめへの対処

1）いじめの対処に関する基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2）いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNS などを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童生徒に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じます。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対

応する。
　また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤加害児童生徒、被害児童生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

　被害児童生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童生徒の安全を確保する。
　一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

　いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童生徒に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

6．その他の留意事項

①組織的な指導体制

　いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。
　一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
　いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
　また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。加えて、学校基

本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては､保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることも考えられる。

②校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

③校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④学校評価と教職員評価を生かす。

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

⑤地域や家庭との連携協力を図る。

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7. いじめ対策年間指導計画

月	全体指導計画	防止対策等
4		学校いじめ防止委員会
5	児童総会	学校いじめ防止委員会 いじめ防止基本方針の確認
6	道徳公開授業	学校いじめ防止委員会
7		学校いじめ防止委員会 いじめアンケート実施（市教委提出）
8		学校いじめ防止委員会 職員研修
9	運動会への取り組み（たてわり活動）	学校いじめ防止委員会
１０	いじめ防止講話	学校いじめ防止委員会
１１	道徳集会	学校いじめ防止委員会
１２		学校いじめ防止委員会 いじめアンケート実施（市教委提出）
1		学校いじめ防止委員会
2	児童総会	学校いじめ防止委員会
3		学校いじめ防止委員会 いじめアンケート実施　（市教委提出）

参考例

○○学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月

はじめに

学校いじめ防止基本方針の策定に至った経緯を説明する。
「　いじめは･･･
本校では、平成２５年９月２８日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、････････。
･････〇〇学校いじめ防止基本方針を策定します。」など記入。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア）冷やかしやからかい
イ）悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
ウ）仲間はずれ、集団による無視をされる
エ）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
オ）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
カ）金品をたかられる
キ）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
ク）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
ケ）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

２）いじめ防止等の対策に関する基本理念

ここでは、以下の国の方針、県の方針、市の方針を参酌し、学校の理念を書き込むようにします。

＜国の方針＞

いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめ等の対策はいじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
加えて、いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが徳治重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜県の方針＞

いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは，様々な態様があり，大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ，いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
また、全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認知しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
加えて、いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県，市町村，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜市の方針＞

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。
いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2．いじめ対策の組織

1）組織

組織の設置（･･･を設置する）
組織の構造（構成員は･･･）
組織の機能（･･･の役割を担う、〇〇のときは〇〇する）　　などについて書きます。

3．未然防止の取組

1）いじめの未然防止に関する基本的な考え

ここでは、国の方針、県の方針、市の方針を参酌し、４、５～１０行程度の分量で未然防止に取り組む学校の基本的な考えを書き込むようにします。

以下、全て市の基本方針を受けての項目例です。

2）いじめを未然に防止するための方策

①児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童生徒にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童生徒が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じるときに結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

「居場所づくり」は教師が作り出すもの（学級経営）です。心の居場所づくりを記述する。
「絆づくり」は、教師が直接関与することで作られるものではなく、子ども相互が結ぶもの（自己有用感が醸成された時、子ども同士が自然発生的に結び合う）です。それを培う居場所を作り出すことを記述します。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を記述します。
特に、甲府市の教育重点である「思い遣る心の育成」についてどのように取組むのかや、規範意識の醸成に触れてください。

③分かる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童生徒のストレッサーになっていないかをよく吟味し、どの児童生徒も参加し、活躍できる授業改善に努める。

学力の差によらない、苦手な子どもも授業に参加できる授業の工夫を行うことを学校として取り組むことを記述します。
授業が分からないというストレッサーを排除し、子どもをいじめに向かわせない授業づくりを記述します。

④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童生徒の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童生徒にも「活躍できる場」を提供する。

各中学校区で行っている小中連携及び学年間交流を活発に行い、どの子どもにも「活躍できる場」を提供することを記述します。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童生徒の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名を原則とする）を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

生徒指導リーフ増刊号(P22)を発達段階に応じた文言に修正して実施することが考えられます。各学期末に各学校で検証・分析した結果を市教委に提出することも記述します。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

いじめのメカニズム、特徴、事例を研修し、教員自身がいじめ理解を深めることができるようにするために、どのように実践していくかを記述します。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組みことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめ問題に対して共通理解を深めることを記述します。たった一人の職員の不適切な理解、不適切な言動で、いじめを容認するものと受け止められたり、加害行為をエスカレートさせたりすることのないように周知を徹底する必要があります。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

職員会議、校内研究会等を利用し、いじめについての研修会を年1回以上実施します。国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」を参考にするのがよいと思います。

⑨行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

児童生徒と向き合う時間の確保は多忙化する昨今の状況では喫緊と課題と言えます。学校としてどのように取り組んでいくかについて記述します。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、児童生徒の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

学校が警察などと「日々の連携」としてどのように連携し、情報交換するかを記述します。

⑪児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会・生徒会が中心になって行う〇〇を通して、児童生徒が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

児童会や生徒会など自治活動をどのように仕組み、支援し、いじめを生みにくい集団づくりを行うかを記述します。

⑫～　（その他、各学校の実情に応じた「未然防止の取組」を必要に応じて記述してください。）

4．早期発見の取組

1）いじめの早期発見に関する基本的な考え

ここでは、国の方針、県の方針、市の方針を参酌し、４、５～１０行程度の分量で早期発見に取り組む学校の基本的な考えを書き込むようにします。

2）いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童生徒と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童生徒理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童生徒や児童生徒の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

いじめの早期発見のため、生活ノート、日記、教育相談、日々の観察、保健室の様子、児童生徒、保護者との人間関係の構築など、学校として取り組むべき内容、姿勢について記述します。また、校長のリーダーシップの下、全職員で取り組むことを記述します。

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的に実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

いじめアンケートなど教師の目の行き届かないいじめを発見する手だてとして利用することを記述します。アンケートから発見したいじめについては直ちに聞き取るなど迅速な対応をすることも記述します。学期末ごとに調査結果を市教委に報告することも記述してください。(回答書式は市教委作成)

●方針とは直接関係ありませんが･･･。

記述式の利点は、「学校はいじめを許さない」という強い姿勢を明確に知らせることができる点にあります。

◎いじめアンケートについて

各学校のいじめアンケートの見直しをお願いします。

＜見直しのポイント＞

・児童生徒の本音を聞き取ることのできるシートですか?

「記述式」は現在進行中のいじめ、深刻な事例は児童生徒から回答されにくい、と言われています。より正確な回答が得られる「無記名式」を用いることが必要です。先生方の中に、「記名式アンケート でなければ誰が書いたか分からず、いじめの加害者・被害者を特定できない」という意見がありますが、アンケートはあくまでも補助的なものであることを理解し、いじめの認知につなげてほしいと思います。

・いじめの4層構造の一番外側にいる「傍観者」の回答を求められる形式になっていますか?

いじめの発見の特徴として「傍観者」の通報が得られやすいものです。「いじめを見た」という記述が得られる質問がシートの中にあることが大切です。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童生徒がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、○○や○○などでいじめ相談を受けることができることを児童生徒に周知し、安心･安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

「いじめで困っていた場合、学校内での相談は○○に行くとよい」という周知を児童生徒に確認しておく必要があります。その場所、方法について明記します。一方、相談したい児童生徒の心情を察し、他の児童生徒に容易には察知されない工夫も必要となります。市教委の相談先は、市研修所となります。

④～　（その他、各学校の実情に応じた「早期発見の取組」を必要に応じて記述してください。）

5．いじめへの対処

１）いじめの対処に関する基本的な考え

ここでは、国の方針、県の方針、市の方針を参酌し、４、５～１０行程度の分量でいじめへの対処に取り組む学校の基本的な考えを書き込むようにします。

２）いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

全職員がいじめ認知をしたときに、どのような手順で解決に導くのかを明示します。教師の個人の力量による指導の差がないようにしなければなりません。また、発見後の解決にはスピードが命です。保護者の心情を察し、最優先で取り組むことを記述します。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

いじめ対策支援チームには、自立支援カウンセラー、心理療法士、発達相談員などを予定しています。必要に応じて専門家を要請します。

いじめ事案は、担任個人や一部の教員で抱え込まず組織で対応することを記述し、難しい事案で、学校で教育上必要な指導を行っているにもかかわらず解決が難しいと判断される場合は、いじめ対策支援チームを要請することを記述します。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNS などを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童生徒に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じます。

学校は、書き込み者本人に削除を求めることを記述し、掲示板などへの対応は、関係機関に依頼するということを記述します。

いじめ防止連絡会議には、法務局、警察などの専門職がいます。ネット上の書き込みの削除など依頼することができます。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

この項には、犯罪行為に対しては、毅然とした対応をすることを明記し、いじめは絶対に許さない、という明確なメッセージとして記述します。

学校長の判断で別室指導や（教育委員会の責任において）出席停止なども対処として考えられますが、どのように基本方針に記述するかは各学校の判断となります。

法律では、犯罪として扱われるものは警察と連携し、重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求めることになっています。

⑤加害児童生徒、被害児童生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童生徒の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

被害児童生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、今後の指導方針について説明すること、また、加害児童生徒及びその保護者には、事実関係を詳細に確認し、保護者の理解と納得を得た上で以後の対応について説明するなどのことを記述します。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童生徒に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

いじめを見ていた児童生徒、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つように指導することなど、学級全体でいじめは絶対に許されない行為であることを行き渡らせることを記述します。

⑦～　（その他、各学校の実情に応じた「いじめへの対処」を必要に応じて記述してください。）

6．その他の留意事項

上記の「未然対応」「早期発見」「いじめへの対処」にあてはまらない内容について記述します。

1）～

7. いじめ対策年間指導計画

○年間計画には、「サイバー犯罪教室」「いじめ防止講話」「学校いじめ防止委員会（仮称）」「いじめアンケートの実施」「いじめ防止取組評価会議」「道徳集会」「たよりの発行」などが考えられます。

＜例＞

月	全体指導計画	防止対策等
4		
5		

以上のような記述を参考にしながら、学校いじめ防止基本方針を策定してください。

１２月に行われた県の説明会後に、各学校ですでに作成しているものがあれば、それで結構だと思いますが、各校で独自に作成されたものの中に市の方針を盛り込んでいただけますようお願いします。

この参考例は、市の基本方針の「いじめ防止のために学校が実施すべき施策（P7）」の（３）～（５）を反映させた「学校いじめ防止基本方針」の例です。項目として２つの項が１つに入っている、あるいは、１つの項が２つに別れているなどは、各校の判断で構成いただけますようお願いします。

不明な点は、学校教育課竜澤までお問い合わせください。（055-223-7321）